

# 事業者持込不可の物品及び問い合わせ先

物品分類		受入れまたは問い合わせ先	
産業廃棄物	<p>廃棄物処理法により</p> <p>●産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物で、以下の20種類及び輸入廃棄物</p> <p>(1) あらゆる事業活動に伴うもの (12種類)</p> <p>①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず(注1) ⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん</p> <p>(2) 特定の事業活動に伴うもの (7種類) ※詳細について別表参照</p> <p>⑬紙くず 建設業 パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業 P C Bが塗布され、又は染み込んだもの</p> <p>⑭木くず 建設業 木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業 貨物流通のために使用したパレットに係るもの (業種の限定なし) P C Bが染み込んだもの</p> <p>⑮繊維くず 建設業 繊維工業 P C Bが染み込んだもの</p> <p>⑯動植物性残さ 食品製造業、医薬品製造業、香料製造業 ⑰動物系固形不要物 と畜場、食鳥処理場 ⑱動物のふん尿 畜産農業 ⑲動物の死体 畜産農業</p> <p>(3) (1) 又は (2) の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの</p> <p>⑳政令第13号廃棄物</p>	産業廃棄物処理業者	
	<p>●特別管理産業廃棄物 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもの</p> <p>① 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)</p> <p>② 廃酸 (pH2.0 以下のものに限る。)</p> <p>③ 廃アルカリ (pH12.5 以上のものに限る。)</p> <p>④ 感染性産業廃棄物</p> <p>⑤ 特定有害産業廃棄物(特定の排出源から排出され、所定の有害物質を基準値以上含むものに限る。)</p> <p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、廃石綿等、廃P C B等、P C B汚染物、P C B処理物</p>	産業廃棄物処理業者	
建設資材	上記建設業に係る産業廃棄物⑬⑭⑮との区別が困難なため		
ガスボンベ	L Pガス保安法により	販売店または茨城県高圧ガス保安協会 茨城県L Pガスお客様相談所 0120-472-680	
テレビ、冷蔵庫 エアコン、洗濯機	家電リサイクル法により	販売店または家電製品協会	
自動車・二輪車 (原 動機付二輪車は除 く)	自動車リサイクル法により	販売店または自動車リサイ クル促進センター	
適 正 処 理 困 難 物	<p>上記以外で安全 な処理が困難な もの</p> <p>例)</p>	<p>農薬、毒物、劇物</p> <p>火薬 花火</p> <p>炭、練炭、活性炭</p>	日本火薬工業会
	<p>上記以外で 焼却が困難な木 材</p> <p>例)</p>	<p>幅10cm以上または長さ50cm以上の木材</p> <p>きね、うす</p> <p>厚さ10cm以上の将棋盤、碁盤</p> <p>枕木</p> <p>シユロの木</p> <p>造園業・生産農家から排出される植物 (樹木、枝、葉、落葉、草、切花・生花)</p>	
	<p>上記以外で その他施設の能 力により処理で きないもの</p> <p>例)</p>	<p>砂、土、石、泥、堆肥、肥料、碁石、硯、文鎮</p> <p>砥石、磁石</p>	

注1) 金属くずであっても、受入リストに記載されている缶類 (ペンキの缶等は不可) は環境センターで受け入れています。

別表

種類	事業活動の内容
紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行う者に限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの P C Bが塗布され、又は染み込んだもの
木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）に係るもの ※パレットについては業種の限定はありません。 P C Bが染み込んだもの
繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの P C Bが染み込んだもの
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣蓄及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業に係るものに限る。
動物の死体	畜産農業に係るものに限る。

事業活動に伴う廃棄物であっても、上記の7種類については、上記の特定の業種から排出されるものでなければ一般廃棄物（事業系一般廃棄物と呼ばれます。）に分類されます。